

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百七十九号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月二十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表に次のように加える。



53	アダリムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年5月16日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	060185xx01x0xx
		060185xx97x0xx
		060185xx97x1xx
		060185xx99x0xx
		060185xx99x1xx
54	ベバシズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年6月14日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	060185xx99x3xx
		010010xx01x4xx
		010010xx01x5xx
		010010xx01x7xx
		010010xx01x8xx
		010010xx97x4xx
		010010xx97x5xx
		010010xx97x7xx
		010010xx9904xx
010010xx99050x		
55	アミノレプリン酸塩酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	010010xx9907xx
		010010xx01x00x
56	ペルツズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	090010xx01x5xx
		090010xx99x5xx